

【今号の内容】

- 長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！
- パートタイム・有期雇用労働法が施行されます
- 「働き方改革推進支援センター」の御案内
- 【助成金】女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定取得や「一般事業主行動計画」策定を支援します
- 【助成金】女性の活躍に関する研修参加費用を助成します
- 平成30年度「男女生き生き企業表彰」表彰企業紹介リーフレットを作成しました！
- 女性のための こころのケア講座

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！

平成31(2019)年2月、大企業に時間外労働の上限規制が適用されることに伴い、中小企業等に無理な発注を行うことが懸念されるため、厚生労働省および中小企業庁では、業所管省庁との連名文書により、業界団体計1,066団体に対して要請を実施しました。

働き方改革関連法により改正された労働時間等設定改善法では、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮することが、事業主の努力義務となりました。

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

- ・厚生労働省要請文、リーフレット等

<https://www.mhlw.go.jp/content/000487392.pdf>

- ・厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

パートタイム・有期雇用労働法が施行されます

パートタイム・有期雇用労働法の改正による同一労

働同一賃金の導入は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。

大企業では平成 32（2020）年 4 月から中小企業では平成 33（2021）年から施行となります。

就業規則や賃金規定を見直すには、短時間労働者・有期雇用労働者を含む労使の話し合いが必要です。

また、検討の結果、手当等の改善をするためには原資など考慮・検討しなければならないことがたくさんありますので、対応は計画的に進めましょう。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

- ・パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書

<https://www.mhlw.go.jp/content/000467476.pdf>

- ・厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html#tejunsho>

「働き方改革推進支援センター」の御案内

働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として、「働き方改革推進支援センター」が 47 都道府県に開設されています。

働き方改革推進支援センターでは、以下の 4 つの取組を支援します。

- ・長時間労働の是正
- ・同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ・生産性向上による賃金引上げ
- ・人手不足の解消に向けた雇用管理改善

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

- ・働き方改革特設サイト（支援のご案内）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/consultation/index.html>

- ・厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

【助成金】女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定取得や「一般事業主行動計画」策定を支援します

県では、女性の活躍を推進するため、新たな助成金制度（「女性が輝く企業「倍増」プロジェクト事業」）を設けました。

具体的には、県内企業が外部コンサルタント事業者の支援を受けて、①女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や②「えるぼし」認定取得をした場合、その取組に要した経費の一部を助成します。

是非御活用ください！

1 支給対象

県内に本社又は主たる事業所を有する企業

①については、常時雇用する従業員数が300人以下の企業

②については、「えるぼし」を新規で取得した企業が対象となります。

2 助成内容

外部コンサルタント事業者の支援経費の1/2

（1企業あたり25万円上限）

申込方法等の詳細はこちら（↓）をご覧ください。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kagayakukigyou_baizou_project.html

【助成金】女性の活躍に関する研修参加費用を助成します

県では、県内中小企業を対象に、女性の活躍を推進するため従業員を研修に参加させる際の費用の一部を助成しています。

「管理職を目指す女性のための研修」や「女性の職域を拡大するための研修」などが助成対象です。

1 募集締切 2020年3月13日

※研修開始10日前（土日祝日及び閉庁日を除く。）

までに申請してください。

2 支給対象

女性の活躍を推進するために、従業員を研修に参加させる事業主

3 支給要件

- ・常時雇用する従業員数が 300 人以下
- ・栃木県内に本社または主たる事業所があること
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を作成しているか、または、申請年度中に策定予定であることなど

4 支給条件

- 1) 支給対象経費研修及び研修で使用する教材費
- 2) 支給率 1/2
- 3) 支給上限 18 万円/企業
 - ①教育機関へ従業員を派遣する場合
1 人あたり 6 万円上限で助成
 - ②中小企業が自ら企画し研修を実施する場合
1 企画あたり 6 万円上限で助成

申込方法等の詳細はこちら（↓）をご覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kensyuusankajyoseikin.html>

平成 30 年度「男女生き生き企業表彰」表彰企業紹介リーフレットを作成しました！

県では、女性の活躍推進や働き方の見直しに積極的に取り組んでいる県内企業等を「男女生き生き企業」として認定し、さらに認定を受けた企業等の中から優れた取組を行っている企業等を表彰しています。

このたび、優秀賞を受賞した 3 企業の取組や成果などを紹介するリーフレットを作成しましたので、みなさまの企業や団体等での取組の参考になれば幸いです。ぜひご覧ください。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.tochigi-woman-navi.jp/topics/page.php?id=746>

女性のための こころのケア講座

DVやパワハラ、セクハラなどの経験によるこころの傷つきについて考え学んでいく講座です。心身の回復のために、安全な場の中で自分の力を再確認しながら、新しい自分の姿を考えましょう。

- 1 日時 5/23 (木) ～2/13日 (木) 10:00～12:00
 - ・5月23日 (木) DV・トラウマを理解する～自分を大切にするために
 - ・6月13日 (木) 「世間の枠」と私らしさ～本当の「私らしさ」って？
 - ・6月27日 (木) 身体的暴力・性暴力～暴力とその影響を知る

※全日程についてはホームページをご参照ください。

- 2 講師 認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ
カウンセラー 藤平 裕子 氏
- 3 会場 パルティ とちぎ男女共同参画センター
- 4 対象 女性
- 5 定員 各回15名
- 6 受講料 各回500円
- 7 申込締切 各回前日

※申込受付は4月3日からとなります。

※満1歳から未就学児までの保育が可能です。

(1回毎に1人500円)

詳細はこちら(↓)を御覧ください。

http://www.parti.jp/data/h31zenki_kouzaannai.pdf

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

その際には、件名に「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信」配信停止と御記載ください。

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225